

第1 計画の趣旨

本市では、平成22年3月に「大館市食育推進計画」を策定し、すべての市民が生涯にわたり食を通して心豊かに暮らすことができることを目指して、行政と関係機関、関係団体と連携を図り、様々な取組により食育を推進してきました。

しかし、少子高齢化や人口減少が進み、核家族や単身世帯、高齢者世帯の増加など、市民の生活環境も変化してきています。こうしたなか、生活時間の多様化と相まって、家族や友人等と一緒に楽しく食卓を囲むことが難しい状況にある人もいます。

また、著しく変化する社会環境を背景に食の多様化が進み、好みを優先した食生活スタイルからくる栄養の偏りや野菜不足、朝食の欠食などの食習慣の乱れからくる生活習慣病の増加が危惧されます。さらに高齢者では、認知症や寝たきりを引き起こす要因となる低栄養が問題視されています。

このような食をめぐる諸問題を踏まえ、「大館市食育推進計画」の基本的な方向性は維持しながら、これまでの取組の成果を基に、食育推進の取組を総合的かつ計画的に推進するため「第2次大館市食育推進計画」を策定します。

第2 計画の位置付け

本計画は、国の「第2次食育推進基本計画」と県の「第2期秋田県食育推進計画（「食の国あきた」推進運動アクションプログラム）」及び、市の「新大館市総合計画」（平成18年4月）、「第2次健康おおだて21」（平成26年3月）との整合性を図り、「食育基本法」第18条第1項の規定に基づき、本市の第2次食育推進計画として位置付けるものです。

また、本計画は、地域の農産物利用の取組を通じた食育を推進することから、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第41条第1項に基づき、「地域の農林水産物の利用の促進についての計画（地産地消促進計画）」として位置付けます。

第3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等により本計画の変更が必要となった場合は、随時見直しを行います。